

裁判所法の一部を改正する法律案

**【用例集】**

平成二十九年一月

法務省大臣官房司法法制部

## ○裁判所法の一部を改正する法律案 用例集

### 【第六十七条の二関係】

- ・(見出し)「(・・・給付金の支給)」の例…………… 1
- ・(第一項)「には、・・・給付金を支給する。」の例…………… 1
- ・(第一項)「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」の例 …… 1
- ・(第二項)「その修習期間中」の例…………… 1
- ・(第二項)「生活の維持に・・・必要な」の例…………… 1
- ・(第二項)「通常・・・費用・・・を勘案して・・・が定める」の例 …… 2
- ・(第二項)「通常必要な費用・・・が定める」の例 …… 2
- ・(第二項)「裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力・・・修得」の例…………… 2
- ・(第二項)「・・・に有益な費用」の例…………… 2
- ・(第二項)「自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、・・・家賃(使用料を含む。)を支払っている」の例 …… 3
- ・(第二項)「場合(・・・定める場合を除く。)」の例…………… 3
- ・(第二項)「・・・に伴う住所又は居所・・・移転」の例…………… 3
- ・(第二項)「住所・・・を移転する」の例…………… 3
- ・(第二項)「・・・する必要がある場合」の例…………… 4
- ・(第二項)「場合(・・・定める場合に限る。)」の例…………… 4
- ・(第二項)「額に・・・定める額をそれぞれ加算した額とする」の例…………… 4
- ・(第二項)「額に・・・額を加算した額とする」の例…………… 4
- ・(第三項)「支給に関し必要な事項は、・・・定める」の例 …… 4
- ・(第三項)「に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。」の例 …… 5

### 【第六十七条の三関係】

- ・(第一項)「・・・てもなお」の例…………… 5

- ・(第一項)「司法修習生が修習に専念することを確保するため」の例…………… 5
- ・(第一項)「・・・するために必要な資金」の例…………… 5

**【第六十八条関係】**

- ・分限、懲戒の順で規定している例…………… 6
- ・(第一項)「心身の故障」の例…………… 6
- ・(第一項)「成績不良」の例…………… 6
- ・(第一項)「その修習」の例…………… 7
- ・(第一項)「を継続することが困難である」の例…………… 7
- ・(第一項)「困難である事由として最高裁判所の定める事由」の例…………… 7
- ・(第一項)「最高裁判所の定める事由があると認めるときは」の例…………… 7
- ・(第一項)「その司法修習生を罷免することができる」の例…………… 7
- ・(第二項)「免職」(罷免)と「戒告」を同一の項に規定している例…………… 7
- ・(第二項)「品位を辱める行状」の例…………… 8
- ・(第二項)「たるに適しない非行」の例…………… 8
- ・(第二項)懲戒処分として「・・・の停止」を定めた例…………… 8
- ・(第二項)「戒告することができる」の例…………… 8

**【附則第一項関係】**

- ・(見出し)「(施行期日)」の例…………… 9

**【附則第二項ないし第五項関係】**

- ・(見出し)「(経過措置)」の例…………… 9
- ・経過措置の規定が複数ある場合に、一括して「(経過措置)」の見出しが付されている例…………… 9
- ・(第二項)「この法律による改正後の・・・の規定は、この法律の施行前に・・・については、適用しない」の例…………… 9
- ・(第二項・第三項)「この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き

|   |    |
|---|----|
| 修習をする司法修習生」の例   | 10 |
| ・(第四項)「・・・の規定は、この法律の施行・・・後に・・・者について適用し、この法律の施行・・・前に・・・については、なお従前の例による。」の例 | 10 |
| ・(第五項)「前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、・・・で定める」の例                           | 10 |
| ・(第五項)「・・・もののほか、・・・に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める」の例                               | 11 |

## ○裁判所法の一部を改正する法律案 用例集

### 【第六十七条の二関係】

●（見出し）「・・・給付金の支給」の例

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年五月二十日法律第四十七号）（抄）

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条 国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2 職業訓練受講給付金の支給に關し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

●（第一項）「には、・・・給付金を支給する。」の例

○引揚者給付金等支給法（昭和三十二年五月十七日法律第九百九号）（抄）

（この法律の趣旨）

第一条 引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族に

は、この法律の定めるところにより給付金を支給する。

●（第一項）「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」の例

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するため

の資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

2（略）

●（第二項）「その修習期間中」の例

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）（抄）

第六十七条（修習・試験）（略）

2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

3（略）

●（第二項）「生活の維持に・・・必要な」の例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年五月十一日法律第三十一号）（抄）

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居室又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型コロナウイルス等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

●(第二項)「通常・・・費用・・・を勘案して・・・が定める」の例

○介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)(抄)

(居宅介護福祉用具購入費の支給)

第四十四条 (略)

2、4 (略)

5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

●(第二項)「通常必要な費用・・・が定める」の例

○公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)(抄)

(公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助)

第七条 (略)

2、3 (略)

4 前項に規定する標準建設・買取費は、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用として通常必要な費用を基準として、国土交通大臣が定める。

5 (略)

●(第二項)「裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力・・・修得」の例

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年十二月六日法律第百三十九号)(抄)

(法曹養成の基本理念)

第二条 (略)

一・二 (略)

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

●(第二項)「・・・に有益な費用」の例

○民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)(抄)

(管理者による費用の償還請求等)

第七百二条 管理者は、本人のために有益な費用を支出した

ときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

●(第二項)「自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、・・・家賃(使用料を含む。)を支払っている」の例

○一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年四月三日法律第九十五号)(抄)

(住居手当)

第十一条の十

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舍法第十三条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。)

●(第二項)「場合(・・・定める場合を除く。)」の例

○租税特別措置法(昭和三十三年三月三十一日法律第二十六号)(抄)

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の二(略)

2(略)

7 財産形成非課税住宅貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合(政令で定める場合を除く。)には提出することができないものとし、財産形成非課税住宅貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当す

る場合には、勤務先は、これを受理することができない。

一・二(略)

8・9(略)

●(第二項)「・・・に伴う住所又は居所・・・移転」の例

○国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年四月三十日法律第一百四十四号)(抄)

(旅費の種類)

第六条(略)

2(略)

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。  
10(略)

●(第二項)「住所・・・を移転する」の例

○大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年六月二十一日法律第五十五号)(抄)

(復興計画)

第十条(略)

一(略)

二 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域(前号に掲げる地域を除く。)

2(略)

●(第二項)「する必要がある場合」の例

○民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)(抄)

(第三者が無償で子に与えた財産の管理)

第八百三十条 (略)

2 (略)

3 第三者が管理者を指定したときであつても、その管理者の権限が消滅し、又はこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に管理者を指定しないときも、前項と同様とする。

●(第二項)「場合」……定める場合に限る。」の例

○地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(抄)

(形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税)

第七十三条の七 (略)

一・二 (略)

二の二 法人が新たに法人を設立するために現物出資(現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。)を行う場合(政令で定める場合に限る。)における不動産の取得

二の三〜二十一 (略)

●(第二項)「額に……定める額をそれぞれ加算した額とする」の例

○地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(抄)

(自動車税の標準税率)

第四百七条 (略)

2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものの標準税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

一・二 (略)

3〜5 (略)

●(第二項)「額に……額を加算した額とする」の例

○地方公務員災害補償法(昭和四十二年八月一日法律第二百一十号)

一号

附則 抄

(遺族補償一時金の額の特例)

第七条 (略)

2 第四十六条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金については、当分の間、前項の政令で定める額は、当該額に同条に規定する政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

●(第三項)「支給に関し必要な事項は……定める」の例

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）（抄）

第七十六条の二（略）

2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入又は修理に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

●（第三項）「に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。」の例

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

第六十七条の二（修習資金の貸与等）（略）

2、4（略）

5 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

### 【第六十七条の三関係】

●（第一項）「てもなお」の例

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律

（平成十八年六月二十一日法律第八十七号）（抄）

（特別支給手続）

第十八条（略）

二 第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定した場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 第十条の規定による資格裁定を受けた者がないとき。

ロ 第十条の規定による資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の支給等をしてもなお給付資金に残余が生ずることが明らかであると認めるとき。

●（第一項）「司法修習生が修習に専念することを確保するため」の例

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）（抄）

第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法

修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

2、5（略）

●（第二項）「するために必要な資金」の例

○原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力

損害賠償資金の補助等に関する法律（平成二十六年十一月二十

八日法律第三百三十三号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）の実施に伴い、原子力損害を賠償するために必要な資金（第三条及び第十一条において「原子力損害賠償資金」という。）の補助その他必要な事項を定めるものとする。

### 【第六十八条関係】

●分限、懲戒の順で規定している例

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）（抄）

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長（以下この条において「学校長等」という。）は、学生又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。

一 学生又は生徒としての義務に違反し、又は学業を怠つた場合

二 学生又は生徒たるにふさわしくない行為があつた場合  
三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場  
4・5 （略）

●（第一項）「心身の故障」の例

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第四十八条

（身分の保障）

裁判官は、公の弾劾又は国民の審査に関する法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

●（第一項）「成績不良」の例

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）（抄）

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長（以下この条において「学校長等」という。）は、学生又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。  
2～5 （略）

●(第一項)「その修習」の例

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)(抄)  
(修習・試験)

第六十七条(略)

- 1 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。
- 3 (略)

●(第一項)「を継続することが困難である」の例

○確定給付企業年金法(平成十三年六月十五日法律第五十号)

(抄)

(確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例)

第七十八条の二(略)

- 一 減少させようとする実施事業所の事業主が確定給付企業年金を継続することが困難であると認められること。
- 二・三 (略)

●(第一項)「困難である事由として最高裁判所の定める事由」の例

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)(抄)  
第六十七条の二(修習資金の貸与等)(略)

2 (略)

3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第一百四十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

4・5 (略)

●(第一項)「最高裁判所の定める事由があると認めるときは」の例

●(第一項)「その司法修習生を罷免することができる」の例

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)(抄)

第六十八条

(罷免)

最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

●(第二項)「免職」(罷免)と「戒告」を同一の項に規定している例

○自衛隊法(昭和二十九年六月九日法律第六十五号)

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、

これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 三 (略)

2 (略)

●(第二項)「品位を辱める行状」の例

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)(抄)

第四十九条

(懲戒)

裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

●(第二項)「たるに適しない非行」の例

○行政不服審査法(平成二十六年六月十三日法律第六十八号)

(委員)

第六十九条 (略)

2 6 (略)

7 総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 11 (略)

●(第二項)懲戒処分として「・・・の停止」を定めた例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号)(抄)

(懲戒の種類)

第五十二条 外国法事務弁護士に対する懲戒は、次の四種とする。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 退会命令

四 除名

2 (略)

●(第二項)「戒告することができる」の例

○船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年四月十六日法律第四十九号)(抄)

(海技免許の取消し等)

第十条 国土交通大臣は、海技士が次の各号のいずれかに該当するときは、その海技免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

【附則第一項関係】

●(見出し)「(施行期日)」の例

○裁判所法の一部を改正する法律(平成一六年一二月一〇日法律第一六三号)(抄)

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。

【附則第二項ないし第五項関係】

●(見出し)「(経過措置)」の例

●経過措置の規定が複数ある場合に、一括して「(経過措置)」の見出しが付されている例

○最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律(平成一七年一月七日法律第一一七号)(抄)

附則

(経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き最高裁判所の裁判官として在職していた者が施行日以後に退職した場合に支給する退職手当の額は、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基

礎としてこの法律による改正前の最高裁判所裁判官退職手当特例法(以下「旧法」という。)第二条第一項の規定の例により計算して得た額に、その者の施行日以後の勤続期間及び退職の日における報酬月額を基礎としてこの法律による改正後の最高裁判所裁判官退職手当特例法第二条第一項の規定の例により計算して得た額を加えて得た額とする。

3 前項の規定により施行日の前日までの勤続期間を計算する場合において、在職期間に一年未満の端数があるときは、その端数は、旧法第三条第二項において準用する国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)による改正前の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条第六項の規定にかかわらず、これを一年とする。

4 前二項の規定により計算して得た額が、退職の日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第二条第一項の規定の例により計算して得た額よりも多いときは、前二項の規定にかかわらず、当該額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

5 前三項の規定により計算して得た額が、施行日の前日までの勤続期間及び同日における報酬月額を基礎として旧法第二条第一項の規定の例により計算して得た額よりも少ないときは、前三項の規定にかかわらず、当該額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

●(第二項)「この法律による改正後の・・・の規定は、この法律の施行前に・・・については、適用しない」の例

○消費者契約法の一部を改正する法律（平成二八年六月三日法律第六一号）（抄）

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の消費者契約法（以下「新法」という。）第四条第四項及び第五項（第三号に係る部分に限る。）（これらの規定を新法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

●（第二項・第三項）「この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生」の例

○裁判所法の一部を改正する法律（平成一六年二月一〇日法律第一六三号）（抄）

附則

（経過措置）

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

●（第四項）「・・・の規定は、この法律の施行・・・後に・・・者について適用し、この法律の施行・・・前に・・・については、なお従前の例による。」の例

○労働基準法の一部を改正する法律（平成一〇年九月三〇日法律

第一一二号）（抄）

附則

（退職時の証明に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の労働基準法（以下「新法」という。）第二十二條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に退職した労働者について適用し、この法律の施行の日前に退職した労働者については、なお従前の例による。

●（第五項）「前三項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、・・・で定める」の例

○特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成一六年二月一日法律第一四六号）（抄）

附則

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において総合科学技術会議の常勤の議員、地方財政審議会会長、原子力委員会委員長、中央更生保護審査会委員長、宇宙開発委員会委員長、証券取引等監視委員会委員長、公認会計士・監査審査会会長若しくは航空・鉄道事故調査委員会委員長（以下この項において「総合科学技術会議の常勤の議員等」という。）又は社会保険審査会の委員長若しくは委員、労働保険審査会の常勤の委員、公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員、地方財政審議会委員、食品安全委員会の常勤の委員、原子力委員会の常勤の委員、原子力安全委員会の常勤の委員、中央更生保護審査会の常勤の委員、宇宙開発委員会の

常勤の委員、土地鑑定委員会の常勤の委員、証券取引等監視委員会委員、公認会計士・監査審査会の常勤の委員、国地方係争処理委員会の常勤の委員、電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員、航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員若しくは運輸審議会の常勤の委員（以下この項において「社会保険審査会委員長等」という。）である者が当該特別職の職員として受ける俸給月額、同日を含む任期に係る期間は、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十四号）第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（次項において「新特別職給与法」という。）第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、総合科学技術会議の常勤の議員等である者については百二十一万千円、社会保険審査会委員長等である者については百六万六千円とする。

3 施行日の前日において情報公開審査会の常勤の委員である者であつて行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第六十一号）附則第二条第一項前段の規定により同法の施行の日に情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員として任命されたものとみなされる者が当該特別職の職員として受ける俸給月額は、同項後段の規定による任期に係る期間は、新特別職給与法第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、百六万六千円とする。

4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したと見たならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当

法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続き同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四、第四項第五号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

●（第五項）「・・・もののほか、・・・に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める」の例

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

附則 抄

（最高裁判所規則への委任）

第二十六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、新法の施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。